

薬 第 871 号
平成 30 年 3 月 2 日

保健所設置市薬務担当課長

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課長
(公 印 省 略)

神奈川県薬物濫用防止条例第 10 条第 1 項に基づく知事指定薬物の指
定について（通知）

このことについて、平成 30 年 2 月 28 日付けで、神奈川県薬物濫用防止条例（平成 27 年 3 月 20 日条例第 10 号）第 10 条第 1 項の規定により、別添県公報のとおり知事指定薬物が指定、告示されましたので、御了知いただきますよう通知します。

なお、別記の関係団体あて別途通知済みであること、及び当該知事指定薬物は「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令」（平成 30 年厚生労働省令第 18 号）で新たに指定された 5 指定薬物と同じ薬物であり、同省令は公布の日から起算して十日を経過した日（平成 30 年 3 月 10 日）から施行されることから、同条例第 11 条第 1 項の規定により、同省令の施行日に指定は失効することを申し添えます。

問合せ先

献血・薬物対策グループ 永利
電話 (045)210-1111 内線 4973

別記

- 公益社団法人 神奈川県医師会長
- 一般社団法人 神奈川県歯科医師会長
- 公益社団法人 神奈川県獣医師会長
- 公益社団法人 神奈川県薬剤師会長
- 公益社団法人 神奈川県病院協会会長
- 公益社団法人 神奈川県病院薬剤師会長
- 一般社団法人 神奈川県精神科病院協会会長
- 神奈川県医薬品卸業協会 理事長
- 神奈川県麻薬卸売協会 理事長
- 神奈川県製薬協会会長
- 神奈川県精神神経科診療所協会会長

神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成30年2月28日(水曜日)

号外第10号

目次	ページ
○告示 神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(保健福祉・薬務課)	1

告 示

神奈川県告示第113号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、平成30年3月1日から施行する。

平成30年2月28日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N-(4-フルオロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類(通称名 4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl)
- (2) 化学名 N-(4-クロロフェニル)-N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル) イソブチルアミド及びその塩類(通称名 4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl)
- (3) 化学名 N-(1-フェネチルピペリジン-4-イル)-N-フェニルテトラヒドロフラン-2-カルボキサミド及びその塩類(通称名 Tetrahydrofuranlyl fentanyl、THF-F)
- (4) 化学名 N-(2-メトキシベンジル)-N-メチル-1-(4-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 4-MMA-NBOMe)
- (5) 化学名 1-(3,5-ジメトキシ-4-プロポキシフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類(通称名 3C-P)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるため

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三四二円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八